

## 第4回 愛知県豚コレラ緊急対策会議次第

日時：平成31年2月14日（木）

午後6時から

場所：本庁舎3階 特別会議室

### 1 議 題

(1) 田原市の養豚団地における防疫措置について

(2) 防疫方針について

(3) その他

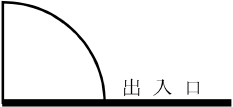
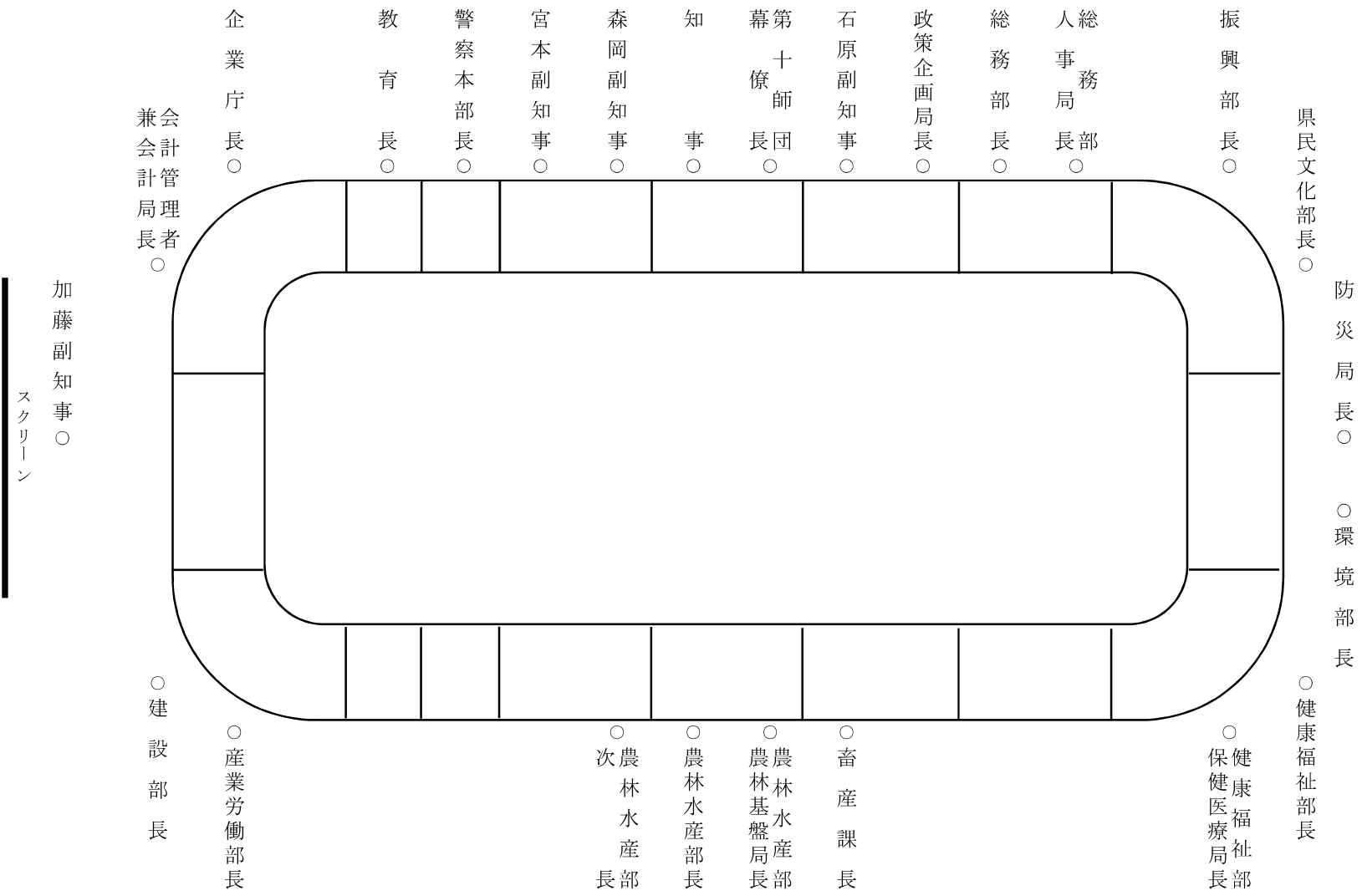
### 2 議長発言（愛知県知事）

愛知県豚コレラ緊急対策会議名簿

職名	氏名	備考
知事	大村秀章	議長
副知事	森岡仙太	副議長
副知事	石原君雄	副議長
副知事	宮本悦子	副議長
副知事	加藤慎也	副議長
政策企画局長	横井篤史	
総務部長	長谷川洋	
総務部人事局長	齋木博行	
振興部長	野村知宏	
県民文化部長	鳥居保博	
防災局長	相津晴洋	
環境部長	森田利洋	
健康福祉部長	平田雅也	
健康福祉部 保健医療局長	松本一年	
産業労働部長	伊藤浩行	
建設部長	河野修平	
会計管理者兼 会計局長	田中正剛	
企業庁長	松井圭介	
教育委員会教育長	平松直巳	
警察本部長	加藤達也	
陸上自衛隊第10師団 幕僚長	大場勇	
農林水産部長	高橋智保	
農林水産部 農林基盤局長	勝又久幸	
農林水産部次長	澤田陽一	

# 第4回 愛知県豚コレラ緊急対策会議 配席図

日時 平成31年2月14日  
午後6時から  
場所 愛知県庁本庁舎3階  
特別会議室



写

30消安第5445号  
平成31年2月14日

愛知県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚コレラに係る防疫措置の実施について

平成31年2月13日及び14日に愛知県田原市の養豚団地で豚コレラが確認されました。

貴県も参加した国の拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査の結果、事務所、たい肥場、死体を保管する冷蔵庫、車両等が共同で利用されていることが確認されました。

同養豚団地は、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針第5の2(2)②または③に該当し、既に、養豚団地内の2農場で発生していることから、共同の施設や車両等の利用を介して他の農場にウイルスが侵入している可能性が極めて高いと判断されるとの、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚疾病等小委員会の意見を踏まえ、下記の通りの整理とさせていただきますので、防疫措置の迅速な実施に遺漏なきようお願い申し上げます。

記

養豚団地内の各養豚場で飼養するすべての豚を豚コレラの疑似患畜として措置を講じること

## 養豚団地全体で防疫措置を講じることについての農林水産省の見解

- 1 14日に疑似患畜が確定した養豚場については、13日に疑似患畜が確認された農場と同じ養豚団地内に所在し、国の拡大疫学調査チームによる現地調査の結果、事務所、たい肥場、死体を保管する冷蔵庫、車両等が共同で利用されていることが確認され、実質的に同一の管理者により飼養衛生管理が行われている状態に相当すると解される。
- 2 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）の第5（病性等の判定）においては、「発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等」については、疑似患畜と判定するとされている。
- 3 このため、この養豚団地内においては、共同の施設や車両等の利用を介して他の農場にウイルスが侵入する可能性が高いと判断されることから、牛豚等疾病小委員会に意見照会し、当該団地内の養豚場で飼養するすべての豚を疑似患畜として殺処分等の防疫措置を講じることが適当であると判断した。

（今般の検査においては、検査で陰性となった農場もあるが、ウイルスの感染初期には検査で陽性とならない場合もある。）

- 4 なお、この追加的な防疫措置によって殺処分された豚については、家畜伝染病予防法に基づき、評価額の100%の手当金が支払われることとなる。

# 防疫方針

月日	2月14日	2月15日	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	3月20日	
発生農場	PCR検査	殺処分		埋却		汚染物品処理・消毒		防疫措置完了		終	
周辺農場		豚コレラ確定									
		消毒ポイント 移動制限区域 (3km) 防疫措置完了後28日間									
	消毒ポイント 搬出制限区域 (10km) 防疫措置完了後17日間										

※農林水産省の方針に基づいて実施する防疫措置については、獣医師及び動員の確保状況を踏まえ、幹事会において決定する。